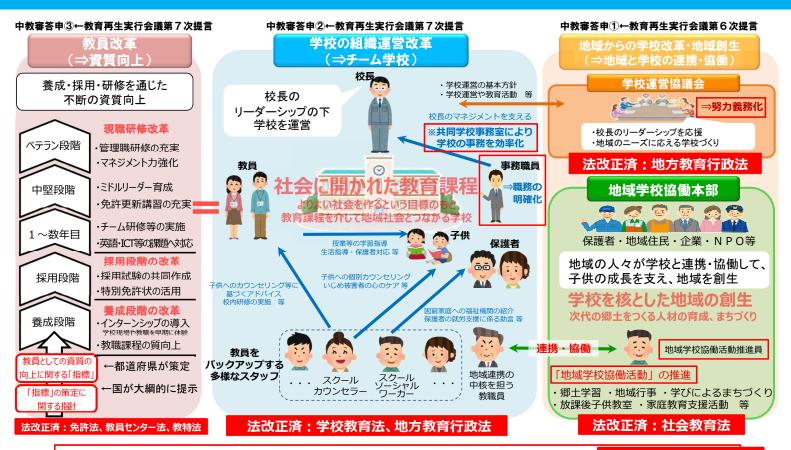
地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン(参考の手引)等について

文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課 地域学校協働推進室

1

「次世代の学校・地域」創生プラン (平成28年1月 文部科学大臣決定) の実現に向けて



「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の戦略的充実

法改正済:義務標準法等

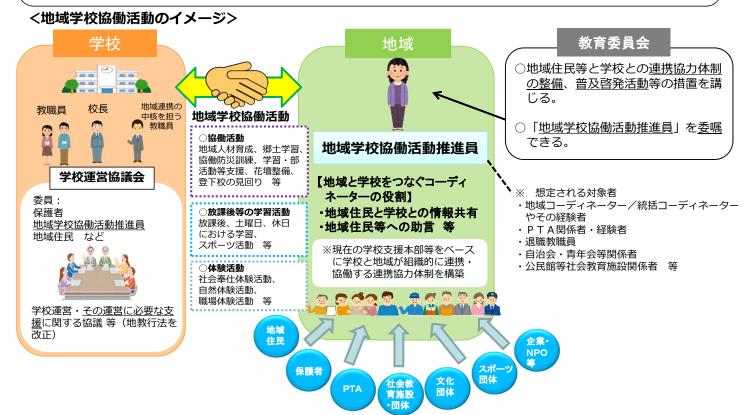
子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現 2

地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

改正の概要

平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する<u>「地域学校協働活動」を全国的に推進</u>するため、社会教育法を改正し、同活動に関する<u>連携協力体制の整備</u>や「<u>地域学校協働活動推進員</u>」に関する規定を整備。

これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、<u>社会総掛かりでの教育を実現し</u>、地域を活性化。



社会教育法(昭和24年法律第207号、最終改正平成29年法律第5号)抜粋

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一~十二 (略)

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六~十九 (略)

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3

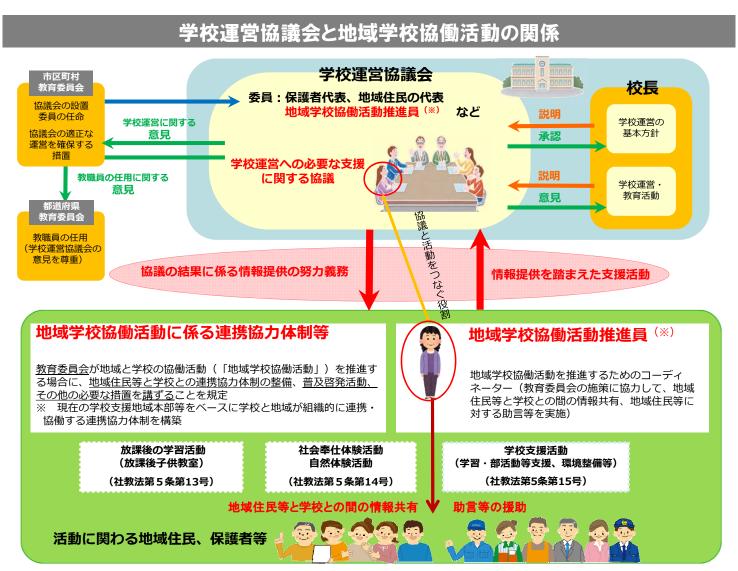
5

- 第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。 -~五(略)
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業 を実施する場合に準用する。
- 第九条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。
- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に 協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地 域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(参考)社会教育法改正に関するQ&A

社会教育法の改正に関して、下記ウェブサイトに各条文ごとに主なQ&Aを記載。今後随時更新。

http://manabi-mirai.mext.go.jp/kyodo/law.html#container



地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン(平成29年4月25日)

主に都道府県、市区町村の教育委員会が、それぞれの地域や学校の特色を生かしつつ、 地域学校協働活動を推進していく際の参考の手引となるよう作成。

ガイドラインの項目

- 1. 地域学校協働活動及び地域学校協働本部 の概要
 - (1) これまでの経緯・背景等
 - (2) 地域学校協働活動について
 - (3) 地域学校協働本部について
- 3. 地域学校協働本部の整備
 - (1) 地域学校協働本部の立ち上げの支援
 - (2)活動場所の確保
 - (3)安全・安心な活動の推進
 - (4) 学校運営協議会との効果的な連携
- 5. 多様な活動の推進
 - (1) 地域学校協働活動の基本的な考え方
 - (2) 多様な活動の推進例
 - ⇒ 先進事例を紹介
 - (3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校等 の特性を踏まえた取組の推進

学校と地域でつくる学びの未来

- 2. 地域学校協働活動の推進に向けた基盤整備
- (1) 地域学校協働活動を推進する体制の整備
- (2) 学校・地域住民に対する情報提供・理解 の促進
- 4. コーディネート機能の強化
- (1) 地域学校協働活動推進員の確保・質の 向上
- (2) 統括的なコーディネート機能の強化
- (3) 地域学校協働活動推進員の連携の促進
- 6. 継続的な活動の推進
 - (1)持続可能な地域学校協働活動に向けて
 - (2) 継続的な地域住民の参加の推進
 - (3) 社会教育の成果の活用

参考URL http://manabi-mirai.mext.go.jp/

【補助率】 国 1/3 都道府県 1/3

7

地域学校協働活動推進事業

(前 年 度 予 算 額 6.295百万円) 2 9 年 度 予 算 額 6,435百万円

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちの成長を支えるには、<u>地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を行う</u>ことが必要。 平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)や平成28年1月の「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、幅広い地域住民や企業・団体等 の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「<mark>地域学校協働活動</mark>」を推進するため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や機 能強化により、基盤となる「<mark>地域学校協働本部</mark>」の整備を推進するとともに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支 援(地域未来塾)、外部人材の活用による土曜教育の取組を通じて、<u>社会全体の教育力の向上</u>及び<u>地域の活性化</u>を図る。

